

厚生労働省「テックマイスター」認定申請要領（申請者用）

（目的）

現在の製造現場では、3DプリンタやCNC制御の工作機械、センサーを活用した工業設備など、進化した機器・設備を活用することにより熟練技能者でなくとも多品種、小ロットで高精度の生産が可能となるなど、ものづくり現場におけるデジタル化（IT化）に伴う生産性・品質向上（以下、「生産性向上等」とする。）の取組が進展している。

既にもものづくりマイスターによる実技指導においては基礎・基本の指導が、また一部のものづくりマイスターにおいては、生産性向上等に係る技能面の指導が行われているところであるが、ものづくり現場の環境変化に伴い、IT技術を活用した生産性向上等に関する指導も求められているところである。

このため、中小企業等に対するIT技術を活用した高効率なものづくりに関する実技指導を行うため、プログラミングやデータ分析、最新機器の使用方法など、IT技術を活用した生産性向上等の指導ができるテックマイスターを派遣することにより、中小企業等におけるIT技術を使った生産性向上等は図る。

（テックマイスターの人材像）

ものづくり現場の原材料発注から納品までの間に、IT技術を使って課題発見から改善提案ができ、改善を通じて生産性の向上を行う人材の育成ができる者

（指導内容等）

(1) 問題点や課題等の発見手法についての指導

- ・ものづくり現場における問題点や課題等の考え方について指導する。
- ・現状のものづくり現場における問題点や課題等の発見のポイントについて、指導する。

(2) 生産性向上にむけた問題点や課題等の分析等

- ・発見した問題点や課題等の改善に対応したIT技術等の利活用（センサーなど機器の設置の仕方、データの取方、その分析方法等）について提案する。
- ・発見した問題点や課題等について、分析結果に基づき改善方法等を提案する。
- ・提案した改善事項等について、実現可能な方法の選択及び実施について助言・指導を行う。

(3) 生産性向上にむけた改善の確認等

- ・提案した改善内容について、実際のものづくり現場において、生産性が向上しているかチェックし、必要な対応策を提案する。

(4) 生産性向上ができる人材の育成

- ・中小企業の現場担当者を対象とし、ものづくり現場においてテックマイスターの助言等を通じて、自ら改善提案できる人材を育成する。

（実施体制）

- (1) テックマイスターの認定・登録に必要な事項は、中央技能振興センター（以下「センター」という。）が行います。
- (2) テックマイスターの募集等に係る事務、中小企業等からの実技指導等の要請に基づくコーディネートは、地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）が行います。
- (3) センター及びコーナーは、厚生労働省の委託を受け中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）が開設しているものです。

(認定基準)

テックマイスターは、次の(1)から(5)までのすべてに該当する必要があります。

- (1) 入職からの実務経験が通算 15 年以上
- (2) 以下のものづくりの知識・技能等に関する資格のいずれかを有すること。
 - ① 技能検定特級・1 級・単一等級の技能士
 - ② 技能五輪全国大会又は技能五輪国際大会レベルの技能競技大会の成績優秀者（銅賞まで）
 - ③ ビジネス・キャリア検定生産管理分野該当区分*2 級以上
※ 生産管理プランニング（生産システム・生産計画）（加工型・組立型）・（プロセス型）、生産管理オペレーション（作業・工程・設備管理）、生産管理オペレーション（購買・物流・在庫管理）
 - ④ 上記①～③と同等の能力を有していると認められる者
- (3) 生産現場において、改善の実績・経験等を有すること。（別表 1 に記載）
- (4) IT の技能等について、別表 2 のチェックシートに定める要件を満たしている者
- (5) 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること

(申請資格)

次の要件を満たしていることを申請資格とします。

- (1) 応募時に、企業等に所属している方は代表者又は所属長の、それ以外の方は第三者（いずれも二親等以内の親族関係にある者及び個人名のみを推薦を除く。）から、テックマイスターとしてふさわしい者として推薦を受けられる方。
- (2) 認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

(申請方法)

- (1) 認定を希望する方は、コーナーへ「テックマイスター認定申請書（以下「申請書」という。）」を提出してください。提出先は、原則として在職者の方は事業所所在地、在職者でない方は居住地のコーナーとしています。
- (2) コーナーにおいては、受付の際に認定基準、申請資格に該当するか確認のうえ、必要に応じて面接を行い認定審査のために「申請書」をセンターへ提出します。

(認定申請書の記入に当たっての留意事項)

- (1) 認定要件等の確認に必要な資格・免許等の写しを認定申請書に添付してください。（写しは縮小も可。）
- (2) 認定申請書の各項目の記載に当たっては、楷書体で簡潔に記入してください。
なお、ホームページへの掲載文字数の制限を設けていることから、記入内容が文字制限数を超えた場合は、一部割愛することがあります。
- (3) 記載項目のうち、「得意とする指導内容」欄には、「対象となる作業等」、「指導内容/方法/目標到達度等」の順でご記入ください。
- (4) 企業に所属している方は企業の承諾が必要となりますので、認定申請書の推薦欄に代表者又は所属長等の署名捺印のうえ提出してください。

(テックマイスター認定及び登録)

- (1) センターでの審査の結果は、コーナーを経由して通知されます。テックマイスターに認定された方にはテックマイスター認定証を併せて交付します。
- (2) 認定されたテックマイスターとして活動するためには、コーナーが実施する指導技法等講習を受講する必要があります（受講料は無料です）。

次に該当する方は指導技法等講習の受講免除が受けられますので、申請時に証明書類(⑥を除く)の写しを添えてお申し出ください。

- ① 48時間講習修了者
 - ② 職業訓練指導員免許保持者
 - ③ 高度熟練技能者活動経験者
 - ④ 特級技能士
 - ⑤ 技能継承等インストラクター研修修了者(平成21年度実施)
 - ⑥ ものづくりマイスター、ITマスターとして既に受講している者
- (3) テックマイスターに認定された方はデータベースに登録し、ホームページ「ものづくりマイスター/ITマスターデータベース」で認定職種及び次の内容を公表します。
- ① 氏名及び性別
 - ② 登録地(都道府県名)
 - ③ 所属企業名及び所在地(市区町村まで)
 - ④ 技能に係る主な取得資格・免許等
 - ⑤ 得意とする指導内容
 - ⑥ 活動条件
 - ⑦ 主な指導実績(指導の目的・内容、期間)
- (WEB上で環境依存文字となる漢字はJIS第1水準、第2水準文字で表示します。)

なお、上記以外の内容は、厚生労働省、センター、コーナーの関係者のみが、当該事業の共有情報として扱います。

(登録内容の変更)

テックマイスターの登録内容に変更が生じた場合は、指定された書面(「テックマイスター認定申請書」)に変更に係る必要事項(申請種別、認定番号、氏名及び変更が生じた内容)を記入の上、速やかに登録地のコーナーへ提出してください。

(登録の解除)

次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとします。

- (1) 本制度の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は今後の活動が見込めない場合
- (2) 登録内容に虚偽が判明し、悪質と判断した場合
- (3) テックマイスター本人から、登録取消しの申し出があった場合

(テックマイスターの派遣活動)

派遣技能指導者として、厚生労働省が定める事業実施要領及び各コーナーの事業計画に基づいた派遣を依頼します。

他のテックマイスターと協力し、又は分担しての派遣依頼となる場合があります。

(個人情報の取り扱い)

提出いただいた個人情報は、個人情報保護法の趣旨に則り適切に管理いたします。

なお、個人情報の取扱い等については、受託者である中央協会及び都道府県協会のホームページ等を参照してください。

改善実績申告書

ものづくり現場において、品質の向上、コスト削減、納期短縮などの改善を行った実績や当該改善に関する社内外の研修の実績を記入してください。なお、必ずしも IT 技術の利活用やNC機等の導入による改善でなくとも構いません。

改善項目	概要

(注) テックマイスターとしての際の参考となりますので、なるべく具体的に、平易な形での記入をお願いします。

I T技術・知識等に関するチェックシート

(要件)

次以下の1又は2のいずれかに該当した場合に要件を満たすものとする。

- 1 「(1) I T関連の資格、大会での実績、講師経験等」の、いずれか1つでも該当すること。
- 2 「(2) IT 関連の技術・知識」の「① I T技術利活用の実績」、「② N C機等の利用の実績」は、それぞれ1つ以上該当し、両項目の合計で3つ以上に該当すること。

区分	チェック項目	チェック
(1) I T関連の資格、大会での実績、講師経験等	IT スキル標準 ^{※1} のスキル習熟度レベル3以上の資格（情報処理技術者試験高度試験、情報処理安全確保支援士試験合格者、情報処理技術者試験応用情報技術者試験など）	
	技能検定のプログラム課題を有する1級資格 ^{※2}	
	技能五輪全国大会又は若年者ものづくり競技大会のうち、「メカトロニクス」「IT ネットワークシステム管理」「オフィスソフトウェア・ソリューション」「ロボットソフト組込（移動式ロボット）」職種銅賞まで	
	IT を活用した生産性・品質向上に係る公的機関が実施する訓練、認定職業訓練など、公共職業訓練と同等の訓練の講師を勤めた経験を有すること	
(2) IT 関連の技術・知識 ① IT 技術利活用の実績	表計算ソフトなどを活用してデータを分析したことがある。	
	生産設備の IoT などのセンシング技術を活用したことがある。	
	A I を活用したことがある。	
	クラウドシステムなどの外部のサーバ等のデータを活用して、情報を分析したことがある	
	独自の生産管理システムを導入したことがある	
	ロボット、センサー、カメラ等で収集したデータを分析したことがある	

② NC機等の利用の実績	NC機やマシニングセンタを新たに導入して生産性の向上を行ったことがある。	
	NC機やマシニングセンタの加工プログラムを改善したことがある。	
	CAD/CAMなどを導入して、生産性の向上を行ったことがある	
	生産データ収集のためにNC機等にロボット、センサー、カメラなどを設置したことがある。	
	技能の見える化や熟練技能の継承のためにロボット、センサー、カメラなどを設置しデータの収集やマニュアルの作成などを行ったことがある	
	新たにバーコードを導入したり、バーコードの改善を行ったりして生産管理データを収集したことがある。	
	データ収集のためのタグの設置をしたことがある	

※1 各種 IT 関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標であり、産学における IT サービス・プロフェッショナルの教育・訓練等に有用な「ものさし」(共通枠組)を提供しようとするもの

参照 独立行政法人情報処理推進機構 HP <https://www.ipa.go.jp/jinzai/itss/itss1.html>

※2 機械加工職種(数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ホブ盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工職種(数値制御形彫り放電加工作業)、工場板金職種(数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械保全(電気系保全作業)、電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)、機械木工職種(機械木工作業)、テクニカルイラストレーション職種(テクニカルイラストレーション CAD 作業)、機械・プラント製図職種(機械製図 CAD 作業)に限る

その他の特記すべき事項

IT技術やNC機の導入などの実績など、上記項目にない特記すべき事項を記入。

特記すべき項目	概要